

# 北上川下流地帯の水利組織とその特質

誌名	水利科学
ISSN	00394858
著者名	馬場,昭
発行元	水利科学研究所
巻/号	1巻3号
巻号補足	
掲載ページ	p. 95-104
発行年月	1957年10月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



## 北上川下流地帯の水利組織とその特質

馬 場 昭

### 1

土地改良法施行前における農業用水の管理形態を大別すれば次の如くである。第1は普通水利組合・水害予防組合であり、第2は耕地整理組合として組織され、以上の2つは水利組合法あるいは耕地整理組合法にもとづく法的権限をもち、現在は土地改良区を構成する。通常数ヶ町村あるいはそれ以上の広範な地域を擁している。第3は申合せ組合である。一部落あるいは数ヶ部落以下の小水系を中心に組織され、あるいは法的組合の下部機構を構成する。第4は町村あるいは町村組合による管理である。これは市町村制（現在は地方自治法）にもとづく管理形態であり、関係地域が1町村内に限られる場合は町村が、2ヶ町村以上にまたがる場合は用水管理を共同処理する一部事務組合として町村組合が組織され、いずれにしても地方自治体の土木行政の一環として用水施設の維持管理がなされる。

すでに古島敏雄氏によって指摘されている如く(註1)、以上のうち水利組合・耕地整理組合等の法的組合と申合せ組合とでは同じく土地所有者を中心に組織されるものでありながら、その代表者となる地主の歴史的性格は異っていることに注意しなければならない。第4の町村乃至町村組合管理はさらに上の両者とも性格を異にする。

申合せ組合は通常旧村を単位とした現実の利用慣行が水利共同体を構成し、在村地主層を中核とした組織として、古い村落構造の解体が比較的緩慢な地帯において多く残されている。これに対して普通水利組合等の法的組合は寄生地主制が広範に展開をみる地帯に多くみられ、地主層による土地投資、諸改良事業にマッチした管理形態といえる。大河川沿岸の米作地帯では治水、土地改良事業が発展し、旧来の在村地主を中核とする申合せの小組合が解体し、一層広範な組合に組織がえされ、旧組合の水利秩序が一層大規模な秩序に編成がえられる過程を通じて、つまり在村中小地主層の没落にかわって不在大地主層が諸改良事業への投資を通じて広範な組合の実質的支配権を掌握する過程において形成される。典型的にみられるのは信濃川沿岸地帯である(註2)。

町村乃至町村組合管理はやや異なる。町村組合の場合は水利組合が地主を構成員とするのと異り町村を単位とし、同じく法的団体による用水管理でありながらその内容は相異なる。通常費用負賦は一般会計土木費から支出され、時により関係者に水利地益税として賦課徴収する。町村乃至町村組合で行われる土地改良事業は町村行政の枠を

通して行われ、地主あるいは耕作者という資格によって管理権の掌握は阻止されるし、関係者による土地投資ということはありません。彼等の土地改良への要求は町村民の一般的な代表としての町村議会あるいは町村組合会議員の会議において処理される。用水管理が行政機構の中に含まれ未だ分離していない形態である。組織が法的団体として取扱われる点からみれば申合せ組合より進んだ形態であるとはいえ、共同体的な管理の色彩を濃厚にもち、いわば前二者の中間形態であるといえよう。この管理形態は、村落構造は解体しつつあるも未だ地主あるいは耕作者による土地投資が積極的に展開しない、いわば地主制展開の力の弱い地帯に多いといえることができるのではないだろうか。北上川流域における水利組織の中には、この町村乃至町村組合がかなり比重をもつことは後述する如くである。上に述べた各水利組織の歴史的な性格上の相異を念頭におき、以下北上川下流地帯の水利組織について述べたいと思う。

2

「北上川水系農業水利実態調査書（農林省農地局）」にもとづいて北上川水系に属する農業水利組織の種類とその数的分布状態をみれば、次の如くである。表1～表5は本・支流を含めた水系全体について取水施設別にとらえた数字の集計である。（直接水利組織の数を表現するものではないことに注意）。

表1によれば、取水施設の管理主体の種類は、水系全体では市町村あるいは町村組合管理が最も多く（4割）、次にそれとほぼ匹敵する数だけ土地改良区管理に属し、次に申合せ組合の順となっている。ここでは市町村あるいは町村組合管理がとくに多いことが目立つ。これを上流岩手側、下流宮城側（交流二股川以下）とに分けてみると、市町村あるいは町村組合管理が特に多いのは岩手側であり、宮城側は上流部に比し土地改良区管理によるものが増えてきている。そこに水利組織の種類地域差をみることが出来る。

(表1)

	宮城側	岩手側	計
土地改良区同連合	121	194	315
農協	3	1	4
市町村・同組合	76	249	325
申合せ組合	68	74	142
その他	1	—	1
計	269	518	787

(註) 北上川水系農業水利実態調査書より

(表2)

	宮城側	岩手側	計
自然取入	50	122	172
井堰	木堰	—	134
	コンクリート	—	318
集水渠	—	9	9
揚水機	128	23	151
その他	1	2	3
計	269	518	787

(註) 前に同じ

(表3)

	自然 取入	井 堰		集水 渠	揚水 機	そ の 他
		木 堰	コンクリ ート			
土地改良区、同連合	61	52	99	4	99	—
農 協	1	—	2	—	1	—
市町村・同組合	92	67	148	5	12	1
申合せ組合	18	14	69	—	39	2
そ の 他	—	1	—	—	—	—

(註) 前に同じ

(表4)

	土地改良区 同連合	農 協	市町村組合	申合せ団体	その他	計
	町	町	町	町	町	町
3,000町～	4 14,463.6					4 14,463.6
1,000～3,000	11 21,438.0		2 3,240.3			13 24,678.3
300～1,000	37 17,729.0		7 2,864.2			44 20,678.3
100～300	48 8,558.6		17 3,117.1	6 801.7		71 12,477.4
10～100	212 7,585.6	4 250.0	290 7,111.0	136 3,402.8	1 20.0	652 18,369.4
～10町	3 24.0					3 24.0
計	315 69,798.8	4 250.0	325 16,332.6	142 4,204.5	1 20.0	785 90,605.9

(註) 前に同じ

(表5)

	宮 城 側	岩 手 側	計
土地改良区、同連合	157	163	320
市町村・同組合	113	189	302
申合せ組合	19	1	20
計	289	353	642

(註) 前に同じ

これと関連して表2により取水施設の  
種類をみると、全水系では井堰が圧倒的  
に多く(約6割)、自然取入、揚水機利  
用となっているが、下流宮城側におい  
ては揚水機利用がほぼ中半を占め、上流岩  
手側は大部分が井堰、自然取入によっ  
てという対蹠的な形がみられる。下  
流部に揚水機利用が多いことは地形的に  
みても当然のことであるが、後述する如

く北上川改修以来土地改良事業が漸次進んでいる姿を示すものであろう。上流部では  
取水施設は旧来のものが維持されているといえよう。

表3は水利組織と取水施設の種類の関係を示したものであるが、市町村あるいは  
町村組合、申合せ組合の管理になるものは井堰、自然取入の比率が比較的高く、土地  
改良区管理において揚水機利用の比率が高いという点がみられる。つまり、土地改良

事業の進んでいるとみられる宮城側において土地改良区の組織率が高く、市町村あるいは申合せ組合といった古い管理形態が少なくなっていることを推測させる。

次に各水利組織の管理する施設の規模別数及び面積をみれば(表4),全体では100町歩以下のものが8割余に及ぶが、中でも申合せ組合のものは零細で、市町村あるいは町村組合、土地改良区の順に大規模な施設の比率が高くなる。土地改良区管理の施設は実数ではさきにもた如く全体の8割であるが、灌漑面積は全水系の8割近くを占めている点に注意したい。

参考までに排水関係について施設の管理主体別数を拾えば表の如くである。排水に関しては申合せ組合は少く、土地改良区及び市町村管理が大部分をしめるが、両者の比率は上下流部において大きな変化はない。

以上の諸表から推測しうる点は、第1には北上川水系における水利組織は数からみれば現状では水田耕作者の構成する土地改良区が管理する水利施設は未だ4割にすぎず市町村乃至町村組合管理及び申合せ組合によるものが多いこと、後者の場合はその維持管理事業が町村乃至部落行政の機構から独立しておらず土木行政の一環として事業が施行されるのであり、水利組織としては後進的的性格を表現しているといえよう。第2には、土地改良事業の進行と水利組織との関連である。事業の進行していない上流地域は依然として古い管理形態が多くみられ、揚水機利用をもって下流地帯の土地改良の進捗度をあらわすものとすれば、耕作者が自主的組織を構成する地帯は北上水系としては土地改良事業の進んでいる下流部においてである。このことは新しい諸改良事業の施行が古い管理形態をやめて、新しく法人組織の設置を必要とする事情を示している。

北上川下流地帯についていえば土地改良事業の進行を示す時点をほぼ次の3つに画することができる。第1の時点は明治末から大正初期にかけてであり、支流江合川と鳴瀬川に挟まれる通常大崎地方(宮城県志田郡及び遠田郡)と呼ばれる地域で、北上川氾濫の直接的な影響をのがれる地帯において耕地整理事業、取水施設の改善等が広範に施行される。第2の時点は昭和初期から終戦時に至る時期。この時期には北上川下流の改修工事が竣工を示す前後から、主として宮城県登米、桃生両郡において改修に伴う取水施設(揚水機)の新設、遊水池、溜池の開墾、耕地整理事業が急速に進展をみ、北上川下流地帯が溜池灌漑から揚水機灌漑に移行する。第3の時点は戦後である。戦前に取残されていた北上川上流部の改修はもとより、宮城側では佐沼町辺より上流に属する迫川及び夏川改修、その地帯(登米郡北部及び栗原郡)の土地改良事業に移りつつあるということができよう。以上の過程を耕地整理事業についてみれば表6の如くである。

表6は端的に土地改良事業の地域的な展開の様相を示している。かかる土地改良事業と共に水利組織も漸次新設されるに到るが、後述する如く耕地整理組合の事業はこ

(表6)

		明・34～大・15		大・10～昭・15		計	
		地区	面積	地区	面積	地区	面積
志田	44	8,749.7 <sup>町</sup>	24	2,441.7 <sup>町</sup>	68	11,191.4 <sup>町</sup>	
遠田	40	7,426.8	26	3,889.1	66	11,315.9	
登米	32	4,016.4	49	9,772.6	81	13,789.0	
桃生	19	3,920.9	21	6,467.5	40	10,388.4	
栗原	57	2,606.0	46	4,976.9	130	7,682.9	

(註) 宮城県耕地整理事業成績要覧

の地帯では区画整理のみを目的とするものが多く、整理事業完成後施設の維持管理を他の団体に移して解散をみるものが多くあった。戦前では地主を主体とする自主的な法人組織として構成される普通水利組合の設立は勿論、地域的に差はあるがその実数は比較的少く表1及び表5にみる如く多数土地改良区として組織をみるのはごく最近のことに属する。

そこで土地改良区設立前における北上川下流地帯の水利組織はどんな状態にあったかをみよう。宮城県耕地課の調査によれば、表7の如く数えることができる。

(表7)

土地改良 事務所別	古川管内 (志田・遠田)	石内巻管内 (桃生・鹿野・遠田の一部)	佐沼管内 (登米)	築館管内 (栗原)
普通水利組合	28	14	2	—
町村組合	1	—	9	12
申合せ組合	—	—	5	—

これによると、古川管内及び石巻管内(志田、遠田、桃生の3郡)は水利組織としては普通水利組合が一般的であるが、登米郡では町村組合、申合せ組合が多くなり、栗原郡においては町村組合のみで普通水利組合は全くない。かくの如く登米・栗原両郡にお

いて普通水利組合が少く、町村組合による水利施設の地域的な後進性をみなければならぬ。しかし最近においては、以上の特徴は大きく変化しつつある。登米郡を例にとって土地改良区設立認可数をみると、26年3、27年15、28年2、29年2、30年4、31年3、計29の土地改良区が新設されている。これらの多くは新しい用排水改良事業や耕地整理客土等の諸事業と結びついて設置され、実にめざましい動きとしてあらわれている。しかしこの反面、旧来のままの維持管理を続けている町村組合もあり、形式的には土地改良区の認可をとっても現実には旧管理形態を持続しているもの、あるいは認可申請すらださずにいるものも少くはない。その辺には補助金政策と結びつくことなしには展開しない現在の土地改良事業の問題点があるように思われる。とも

あれ以上にみられる様相を示す北上川流域の水利組織の特質を究明することは、この地帯の水利問題の性格を明らかにする上に意義があると考えられる。1つには北上川の治水、沿岸地帯の土地改良事業の歴史過程と関連し、2つには戦前の状態でいえば農業水利の管理権を掌握していた地主層の性格、つまりこの2地帯の地主制展開の具体的様相と直接に関連をもつ。さらに戦後の変化をみる上には、農地改革後の農民層の性格その上昇過程と生産力的展開をみることなしには究明することはできないであろう。

そこで、小論の範囲を脱するかも知れないが、上述の水利組織の上にもつ特質を念頭におきつつ、北上川下流地帯における水利組織の形成とその変化過程とを治水、土地改良諸事業の展開と関連しつつ、大様をのべてみたいと思う。

### 3

周知の如く北上川は蒲原平野における信濃川と対比すべき大河川であり、その下流沿岸には宮城県仙北平野が展開し米作地帯を形成している。大河川沿岸地帯には共通の如く、この地帯の米作農業の発展は治水の進行と密接に関連する。治水上の条件からいえば、上流では岩手県狐禅寺の狭窄部をひかえ一関市附近の洪水は戦後の今日においても大きな問題になるどころであり、下流宮城県側では迫、江合両川の合流点のやや下流に神取山の狭窄部をもつ地形的条件から、一時的な降雨においても北上川の洪水は増水しつつある迫、江合両川にも逆流し、合流点附近においては屢々堤防を決潰せしめて広範に耕地に氾濫し、少くとも大正中期までは下流部は終始水害の絶えざる地帯であった。旧迫川下流部は数千町歩にわたる計画的な遊水池として不毛のまま昭和初期まで取残されていた事実はそれを物語るものに他ならない。当時の治水の不安定条件は、水害の頻発によって米作自体を不安定化せしめたばかりでなく、他方灌漑の面においては北上川あるいはその支流から直接引水する手段を不可能とせしめており、目前に大河川をひかえながら多数存在する大小様々な溜池による灌漑が一般的形態であった。しかも溜池は後方に低い山麓部をひかえた平地に設置された皿池であり、貯水量は少く旱天時には水害に代って旱害を招くことも亦屢々であった。旱害を防止する意味からも新取水源の確保、溜池の開墾という用水改良の方向がたえず考慮されながら、治水の不安定という同じ条件が内水面の排除を不可能とし、水害と同時に旱害にも襲われる低生産力条件を形成していた。当時の灌漑形態を明かにする資料は見当たらないが、北上川下流地帯においていかに溜池が多かったかは次の事実をもってほぼ推測することができる。

表8に示す溜池面積は必ずしも全部が灌漑用溜池であるとみることができないが、少くとも登米郡ではその大部は灌漑をかねるものとみることができよう。かかる溜池灌漑が町村乃至町村管理の形態と結びついていた。

2・3の例をあげるならば、登米郡の最上部に属する上沼村附近には中田沼(541町)、及び小中田沼(41町)があり水下4ヶ村の水田1,140町歩を灌漑していた。両沼

(表 8)

		溜池面積	水田面積 (明43)
		町	町
亘理		55.5	2,985.8
伊具		62.6	3,483.6
志田		786.1	5,710.3
遠田		708.0	8,025.5
登米		1,632.8	8,905.0
桃生		1,027.8	7,852.2
栗原		914.9	12,056.3

(註) 宮城県漁業基本調査報告  
第5巻(大正4年刊)

は県境の洪水及び北上川沿岸の平水位より上に設けられた潜穴を利用して北上川の高水時を利用して取水する。築造年次は明らかではないが、沼は国有に属し地元4ヶ村が借受け管理していた。灌漑面積の広範な給水にも拘らず貯水量少く取水方向も不完全で末流の水不足は甚だしく、しかもこの地帯は北上川氾濫による影響も少いので北上川改修をまず登米部では最も早い時期に明治40年より5ヶ年継続事業として沼の開墾、揚水機関の新設が行われた。(郡営開墾——中田沼町村組合の

設立)

迫川合流点附近をみれば、米山村は昭和初期以前は隣村吉田村山間部にある平筒沼よりその子池に当る上待井、下待井を経て用水供給がなされ、末流の不足分は旧迫川に設けられた樋管により補給されていた。沼の維持管理には吉田村外2ヶ村組合が当たっている。また豊里村は大字赤生津においては上沼・中沼・下沼(127町)及び大沢沼(9町)を水源として耕地740町歩が灌漑され、大字鶉波においても同様145町歩の水田は竹ノ沢、山根両溜池が水源であった。両大字とも用水不足は甚だしく田の過半を田堤として利用したり、北上川堤防に設置された樋管により融雪期の増水を利用して田植を行う等みられたが、大正8年の旱魃に際しては無仕付地218町歩の外、無収穫田133町に及び甚大な被害を受けている。しかも豊里村は米山村とともに附近随一の水害の村で明治30年以降も31年、43年、大正2年、9年と無収穫の水害を受けている。沼の管理は前記平筒沼をめぐっては吉田村外2ヶ村組合、村内の小沼は村有で用水は村管理であった。郡内の溜池の所有権はかつては旧村有のものが多く、その当時は部落管理によるものが多かったが、明治末か大正初期にわたる部落有財産統一により村有に帰し、小規模なものは村管理、数ヶ村に及ぶものには町村組合が設けられていたのが一般的形態であったといえよう。

北上川下流地帯の頻繁な水害防禦を目的とした改修事業は明治末に起工され昭和初年に完了する。工事の目的は旧川を豊里村鶉波及び柳野町脇谷において締切り、同地より飯野川に通ずる新北上川を開墾して平水及び洪水量を新川を利用して迫波川より海に流出せしめることにあった。以後旧本流は主として迫、江合両川を受けることによって下流域の水害は根絶をみるに至る。合流点附近の水害の危険性は去り、さらに旧川の水位低下に伴い農業用水内部の再編成が急速に展開する。北上川改修事業の農業水利に与えた影響は次の点に要約できよう。

- 1) 旧迫川沿岸地帯遊水池開墾の可能性、迫川の改修。

- 2) 合流点附近の用水溜池開墾の可能性、揚水機関の設置。
- 3) 旧北上川の水位低下に伴う補償工事としての新取水源の確保（北方土地改良区域地）。

具体例を豊富に述べることはできないが、改修工事の前後を通じて農業水利内部の再編は旧来の溜池灌漑の形態から河川灌漑、ここでは揚水機関による灌漑形態に変化する。一例を豊里村にとるならば、前述の大字赤生津の用水改良は直接的な契機を大正8年の旱害にとり、技術的可能性を北上川改修工事により、さらに開墾助成法の補助金獲得の条件をえて大正14年度より溜池の開墾、揚水機設置事業が施行される。事業は村有溜池の耕地整理1人施行の形をとるが、かかる場合の一般の形態は溜池開田地を村民に貸付け、その小作料収入を以て揚水事業を運営する。水下地主からは水利費の徴収を行わずに以前より豊富な給水を行うとともに、財政的な余剰を以て村財政をかためる目的を併せもつかの如くである。したがってかかる形がとられる限り用水改良の前後を通じて管理形態は旧来と変りはない。その一つの条件は水利権の問題である。つまり村有溜池に対する耕作者の水利権を開墾後においても揚水機を以て永遠に給水するという形で補償する。近代的な取水方法、つまり揚水機設置によって用水系統を基本的に変化せしめるものでありながら、管理形態は旧来のものが存続する基礎の一つはそこにある。しかもかかる管理形態のもとでは地主層は自らの出費をまたずに小作料増徴の条件が形成され、用水改良事業に伴う成果を自らの手中に帰することができるが、地主側の積極的な土地投資、水利事業への参加を阻止する。在村地主層が村政を掌握する限り用水の村管理は在村地主層の支配する形態であるが、地主的資格における土地投資はみられず、しかもこの地帯の如く不在地主支配の優勢な地帯では一層彼等の土地改良に対する関与を不可能とする。地主層内部から村管理乃至町村組合管理を排して水利組合設置がみられないところに地主制の後進性が推測される。後述するがこの地主制展開の未成熟がかかる管理制度を存続せしめる基本的条件といえる。豊里村は開田地貸付をめぐって激烈な農民運動が展開し用水の村管理機能は一時的に麻痺状態に陥るが戦時統制の強化と共に運動は沈滞化し、昭和17年より施行される県営用水改良事業とともに耕地整理組合が設立され、村管理は実質的にここで消滅して地主層を主体とする水利組織が形成されるのは戦時体制以後である。

昭和初期にみられる用水改良事業の多くはかくの如く、旧来の管理形態をそのまま維持する形で行われる場合が少くはない。大正10年にはじまる桃生郡広淵沼大沼池開墾＝佳景山揚水機設置事業は開墾助成費をえて県営開墾という形をとっている。また改修に伴う最大の遊水池開墾たる米山村短台谷地の開墾（昭和2～10年）も、旧御料地が不要存置処分により村に払下げを受けたが、開墾に当っては地元の地主層はほとんど参加をみることなく、和歌山及び新潟両県の事業家によって実施された。これら

の例は当時におけるこの地方の地主層の土地改良への関心と努力の消極性を物語るものに他ならないであろう。かかる地主層の性格がこの地帯の水利組織をして後進的な管理形態を維持せしめる。

#### 4

ところで登米地方と大崎地方とにおいては同じく仙北平野に展開をみた地主制にも性格の相異がある如くである。つまり相互の比較の上では生産力の安定性にもつ差を条件として、大崎地方においては地主層が村内に所有地を拡大しつつ在村地主層として伸びていく場合が多く、登米地方の場合は度重なる水害による生産の極度の不安定性のうえに村内地主として上昇する条件すら阻まれて、不在村の商人地主による土地集中が進んでいる。かかる地主制のタイプの相異は土地改良事業、さらに水利組織の上にも反映する。明治30年以降一般的に治水、土地改良事業に対する関心が高まり、用排水改良、耕地整理等急速に展開する。前掲表6の如くその典型は大崎地方で見られるが、技術的には北上川氾濫の影響を直接的には逃れていることを一つの条件として、さらに冷水害凶作に遭遇して零落する農民の続出、凶作による旧来の在村地主支配体制の危機に対しその打解策として貧民救済的色彩の濃厚な耕地整理、その他の諸改良事業を彼等の支配体制に対すテコ入れとして行ったものに外ならなかった。それは当然在村地主の資格と結びつくものであった。かかる努力は早くより普通水利組合の設置あるいは耕地整理組合の設立を結果した。しかるに明治末におけるかかる変動は不在地主の危機をそのまま形成しはしない。つまり凶作の頻発による農民の窮迫化は古い形の村落体制の危機を引起しはしたが不在地主には必ずしもかかる影響を与えなかった。しかもこの地帯は不在地主の優勢に対して在村地主層は極めて停滞的で、当時は登米地方では治水の未解決条件とともに地主層の内部からの動きはほとんど見られなかった。したがって以上の関係を背景にして登米郡中田沼の開墾は行われるが、しかも地方農村の貧困化の中で開墾事業が打出される結節点として品井沼開墾の場合にみられる耕地組織組合の設立ではなく、前記中田沼の郡営開墾という形が生れた。この特殊な郡営事業は郡制廃止とともに中田沼町村組合にうけつがれた。そこでは地主層による自主的な事業組織は生れえなかった。大崎地方にくらべて北上川下流地帯の土地改良事業の後進性はその生産上昇をおくらせる。

北上川改修の前後を通じて溜池、遊水池開墾は漸くさかんとするが、前述の如く登米地方においては村内あるいはこの地帯の地主層内部から主導的に乗りだす条件は未だ少ない。在村、不在村地主層が一致して直接的に土地改良事業に積極的な関心を示すようになるのは昭和恐慌以後に属する。恐慌による養蚕業の衰退、畑作物の下落、畑小作料の引下げ傾向と農民の水田耕作への集中と田小作料の微昇傾向を契機とし、他方漸く活潑化する農民斗争の影響を受けて明治末期とは質的に相異なる地主層一般の危機に直面し、その対抗策として各種の補助金政策と結びついた土地改良諸事業が

展開をみるに至る。その典型的な事例は中田沼用水地区の一部 500 町歩の畑地開田事業である。技術的には北上川改修と関連をもつが、昭和初期における耕地整理事業の展開、水田面積の飛躍的増加は、わが国農政の主たる方向とは逆に北上下流地帯の当時の一般的傾向として特徴づけることができる。同時にこの頃から県営大規模用排水改良事業が漸次取上げられるようになる。かかる動きの中で耕地整理組合の設立は灌漑形態を溜池から揚水機利用にかえつつ、旧来の村乃至町村組合管理を法的権限をもつ水利組織の管理に移行せしめる動きを示す。

最後に戦後の傾向について要約すれば、戦前地主制の強圧と水害とに強い制約をうけていた小作農民層は農地改革による解放と昭和以降の治水、土地改良に伴う米作生産の一応の安定化により、急激な上昇がめだっている。旧小作上層部の生産面における活動は各所にみられるが、水利問題との関連がみられる一例を上げると、中田沼用水関係下流における足踏水車にかわるバッチカルポンプの普及である。ポンプの導入とそれに伴う取水手段の分化は旧来の番水制度そのものの機能を縮少せしめ、一方では貧農層の水不足を強化はしたが、小規模な機械力を以てしては解決しえない劣悪な水利条件の改善に対し農民側から統一的な動きを示すに至って、旧来の町村組合による用水管理の中から組織を変更の契機が芽生え、土地改良区設立への動きがみられる。大規模な排水改良についても同様である。

以上の傾向を背景としてこの地方にも県営諸事業が盛んに施行されるようになった。県営事業施行対象地域は旧来の村乃至町村管理を改めて土地改良区が設定されつつある。しかし農民側における経済的蓄積の貧困さは土地改良が県営その他の補助金政策への従属なしには期待しがたい関係を生みだしている。村乃至町村組合管理が関係耕作者の出資にもとづく土地改良区に組織変更をみるのは、多額の補助金その他の財政投資と結びついた場合に限られ、国乃至県の土地改良行政への従属化は一層つよめられる傾向にあるということができよう。(東北大学農学研究所)

(註1) 古島敏雄「水利支配と農業・農村社会関係」(農村問題講座第1巻所収)

(註2) 馬場昭「大地主制地帯における土地改良事業と水利組合」(東北大農研彙報6の4)

尚、参考文献として

1. 木下彰・馬場昭「農業水利構造に対する農地改革の影響に関する研究」(1)——宮城県中田沼水系——
2. 古島敏雄・馬場昭・斎藤信男「農業水利秩序変革の社会的制度的要因に関する研究」——宮城県登米郡豊里村——
3. 馬場昭「水稻単作地帯における農業生産の展開過程」(東北大農研彙報7の2)